

消費者行政における新たな官民連携の
在り方に関する調査報告の概要
～行政のスリム化・効率化をこえて～

平成27年8月
消費者委員会 消費者行政における新たな
官民連携の在り方ワーキング・グループ

目 次

○ 検討を開始した背景(ワーキング・グループを設置した経緯)	1
1 はじめに(問題意識)	2
2 消費者行政における官民連携の意義～保障行政論を手掛かりに～ (消費者行政における保障行政の考え方)	2
3 消費者行政における官民連携の現状と可能性(連携のアイデア)	3
4 消費者行政における官民連携の中長期的な指針	4

○検討を開始した背景(ワーキング・グループを設置した経緯)

- ・消費者庁・消費者委員会が発足して5年が経過し、第3期の新しい消費者基本計画が始まる中で、消費者委員会として短期的な課題へ対応するだけでなく、中長期的視野から消費者行政の在り方について検討し、意見表明することが必要であろうと考えた。
- ・消費者被害が複雑化・多様化する中、消費生活センターの民間委託や適格消費者団体に関する制度整備など、民間の力を活用しながら消費者行政をより充実したものにしていく方向性は今後も進む。
- ・そこで、消費者行政において、どのような官民連携が考えられるか、また、民間の力を活用する場合に、行政がどのような責任とコストを負担していくべきか等について、ワーキング・グループを設置して議論していくことになった。

【消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループ担当委員(消費者委員会委員)】

山本 隆司(座長)、岩田 喜美枝(座長代理)、河上 正二、唯根 妙子

【開催実績(平成27年3月～7月:計5回)】

第1回:国や地域における官民連携の在り方、適格消費者団体への支援の在り方

第2回:事業者と消費者団体の連携における行政の役割

第3回:日本の消費者団体の現状と課題

第4回:事業者又は事業者団体と行政の連携

第5回:消費者行政における既存データの活用策、効果的な情報収集と収集した情報の分析方法

【担当委員によるヒアリング】

適格消費者団体及び有識者(計12回)

【消費者委員会事務局によるヒアリング】

消費者団体、適格消費者団体、地方公共団体、事業者団体、事業者、有識者(計27回)

1 はじめに（問題意識）

○消費者問題は極めて多様で複合的・広域的に発生しており、種々の手法を効果的に組み合わせた対応が必要。そのためには国・地方公共団体（行政）職員だけでなく、人的資源・専門的知見等において、官民連携による制度的補完が必須

○消費者政策の効果的実現には、行政の「公助」に加えて、民間の中間的団体による「共助」、消費者個人の自覚的行動による「自助」が必要。それらの効果的連携の可能性と、そこでの行政による「支援の在り方」について検討する必要がある

2 消費者行政における官民連携の意義 ～保障行政論を手掛かりに～ （消費者行政における保障行政の考え方）

○保障行政とは、民間の主体が公益のために活動する役割を担い、行政はそのための枠組（制度）設定、状況観察、必要な関与を行う行政手法。行政が、民間の主体の能力を刺激し活用しつつ、衝突・すれ違いを調節する場を設ける、活性化する国家モデル

○消費者行政においては、行政が、市場における消費者の視点強化のために、消費者が利用できる情報の創出・伝達と消費者の交渉力の充実・強化のための、仕組みを作り、働きかけること

○市場で活動し市場の形成に関与する多様な民間の主体が、市場における消費者の視点を強化するために、それぞれの強みを生かしながら連携できるようにすることが重要

3 消費者行政における官民連携の現状と可能性(連携のアイデア)

連携の主体	期待される役割	連携強化に向けた行政の支援策(アイデア)
消費者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性の発揮 ・独自性の発揮 ・行政・事業者と消費者の仲介役 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報提供とIT活用に係る技術的支援 ・交流、連携の場の設定(研究者等とのネットワーク、共同研究) ・財政支援(基準設定、支援の拡大)
適格消費者団体 (特定適格消費者団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・市場における公益的な団体(行政が担うべき監督・法執行の一端を差止請求や民事救済で担う) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政推進交付金の利便性の拡充 ・基金の設立 ・適格消費者団体、消費者団体訴訟制度の広報 ・適格消費者団体の認定を目指す団体への支援
事業者・事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営の促進 ・消費者志向経営の評価の指標づくり、重要性の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の実態に即した自主規制の作成 ・消費者教育 ・情報データの利活用、情報共有の促進
連携の主体等	今後の発展の可能性	
研究機関・大学	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な専門性を有する研究機関との連携による消費者被害の低減のための研究 ・大学の中立性や信頼性を生かした連携。特に地方の大学は地域において行政や事業者、消費者団体等のプラットフォームに ・商品の選択を通して環境等に働きかけを試みる大学の活動との連携 ・大学(研究機関)と消費者団体等の知恵を生かし、継続的な共同調査研究 	
多様な主体の参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、事業者、消費者団体等や各分野の専門家が議論できるマルチステークホルダー会議等の場の設定 ・既存の地域ネットワークの活用 	

行政内部の課題

- ・関係する行政機関を結集し、問題を解決する協力態勢を作ることが重要(縦割りの排除)
- ・行政の担当者の消費者問題への理解を深めるため、省庁間、官民間で人事交流や研修交流を推進

4 消費者行政における官民連携の中長期的な指針

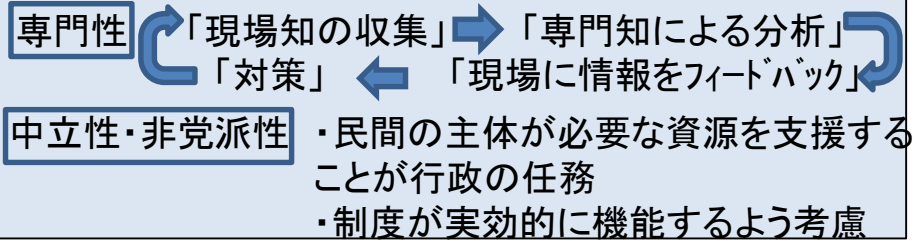
1. 行政と民間の主体との、異なる特性を生かす

官民連携の意義は、民間の主体の柔軟・多様な考え方や試行・実験の要素を導入し、新たな問題を発見する能力を生かすことにある

- ①事前規制・監督が民間の主体の自主性・自律性の侵害にわたっていないかを検証
- ②官民連携を持続的に発展させる支援
- ③複数の民間の主体が相互連携できる場の設定
- ④関係行政機関を結集して問題を解決する態勢づくり

2. 適度な規律とともにする助成

行政は、民間の主体または官民連携の手續全体において、①専門性、②中立性・非党派性、③開放性・透明性、④権利侵害の防止を確保することと、これらの条件を満たしつつ活動できるための資源を補助することが必要



3. 政策決定から執行までの全局面で「議論」の段階を設ける

個別決定・執行に近い局面での連携のみに傾斜すると官民連携が行政の下請けとの印象を招きかねない。ルールや政策の決定に近い局面等事前・中間でも「議論」を

- ①消費者教育 → 民間の主体が消費者政策の形成・執行の局面に参画
- ②政策評価 → 地方公共団体の消費者政策の比較評価
- ③事業者の提案に基づく規制改革のための政策決定
→ 消費者が参加して消費生活への影響を実証的に評価(アセスメント)する段階を組み込む

4. 公益を実現する場としての市場を考える

事業者・事業者団体を含む民間の主体が公正な市場を構築するために幅広く参画することを促すべき

- ①関係行政機関、消費者団体、大学等の専門機関等、事業者団体等が参加する協議会を組織
- ②事業者の消費者志向経営を評価する仕組みを拡充
- ③自主規制基準に係る法整備等
 - ・事業者団体が策定する自主規制基準を国が認定
 - ・策定及び認定に消費者代表が参加
 - ・事業者の行為が基準に適合する場合に法律上の義務要件に適合するものと推定

消費者が、自身の効率性だけでなく環境等の公益を考慮した選択を行うことで、市場は更なる公益実現機能を担う